次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
株式会社国際確認検査センター	東京都中央区京橋二丁目八番七号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　東京都中央区京橋二丁目八番七号 ロ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町四丁目四番二十五号 ハ　九州支店　長崎県長崎市元船町十四番十号 ニ　佐世保支店　長崎県佐世保市高砂町一番四号	平成十七年五月十日
（略）					
株式会社GAI建築確認	東京都町田市森野一丁目三十一番七号	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	日本全域（東京都の島しょ部を除く。）	イ　本社　東京都町田市森野一丁目三十一番七号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区南二条西二丁目十番地一	平成二十六年四月四日
（略）					

改正前

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
株式会社国際確認検査センター	東京都中央区京橋二丁目八番七号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　東京都中央区京橋二丁目八番七号 ロ　大阪支店　大阪府大阪市中央区本町四丁目四番二十五号 ハ　九州支店　長崎県長崎市元船町十四番十号 （新設）	平成十七年五月十日
（略）					
株式会社GAI建築確認	東京都町田市森野一丁目三十一番七号	省令第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域	東京都町田市森野一丁目三十一番七号 （新設）	平成二十六年四月四日
（略）					